

日本国憲法の特色

1945年、日本が受け入れたポツダム宣言には、日本の軍国主義を取り去って、民主的な国にすることなどが要求されています。



日本国憲法の可決 (1946年・衆議院)

そうしてつくられた日本国憲法は、(1…?年?月?日)

の(2…祝日名)に公布され、半年後の(3…?年?月?日)の(4…祝日名)に施行されています。



	前文	第6章 司法	第76条～第82条
第1章 天皇	第1条～第8条	第7章 財政	第83条～第91条
第2章 戦争の放棄	第(8)条	第8章 地方自治	第92条～第95条
第3章 国民の権利及び義務	第10条～第40条	第9章 改正	第96条
第4章 国会	第41条～第64条	第10章 最高法規	第97条～第99条
第5章 内閣	第65条～第75条	第11章 補則	第100条～第103条

**重要** 日本国憲法は前文と(5…?章?条)からなっており、前文にこの憲法がどのような考え方で制定されたかが記されています。

日本国憲法の前文の一部…日本国民は、…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに(6…漢字で)が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者である(7…漢字で)がこれを行行使し、その福利は国民がこれを享受する。…

**重要** 憲法とは、国民が国王などの支配者に対して「多くの血と汗と涙を流した末に勝ち取った国民の権利」を守ることを約束させた「人権宣言書」です。そのため、国民の権利である(9…漢字で)に関するものが約3分の1にもなっています。これに対し国民の義務は、下の3つだけです。

- ①親は、子供に普通教育を受けさせる義務があるとした教育の義務…第(10)条
- ②働くことをいう(11…漢字で)の義務…第27条
- ③税を納めることをいう(12…漢字で)の義務…第30条



さらに、憲法とは国のしくみのおおもとを定めた(13…最高のきまりの)ことを漢字で、たとえば法律や政令(内閣が出す命令)でも、それが憲法に違反した場合はその一部またはその全てが無効となります。

また、第99条【憲法尊重擁護(危害を加えるものからかばい守ること)の義務】には、天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の(14…?員)は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。…と定めています。

	日本国憲法	大日本帝国憲法
成立	1946年11月3日に公布 1947年5月3日に施行	1889年に発布 1890年に施行
種類	国民が制定する <b>民定憲法</b>	君主によって定められた <b>欽定憲法</b>
主権	国民主権	天皇主権
天皇	日本国と日本国民統合の(15…シンボルの意味を漢字で)	国の <b>元首</b>
軍隊	戦争を放棄し、陸海空軍などの戦力を保持しない	天皇が軍隊を指揮する
人権	基本的人権は侵すことのできない永久の権利	法律によって制限された天皇からあたえられた権利
国民の義務	納税の義務・普通教育を受けさせる義務・勤労の義務	納税の義務・ <b>兵役の義務</b>
憲法改正	国会が発議して <b>国民投票</b> で決める	天皇が発議して帝国議会で解決する

**重要** 天皇の地位については、「天皇は、日本国の(15)であり、日本国民統合の(15)であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と定めています。

また、天皇には国の政治に関する権限が一切なく、天皇の仕事のことをいう(16…漢字で

?行為)は、全て憲法によって決められています。さらに、こうした天皇の仕事は(17…国の行政機関を漢字で)の助言と承認によって行われ、このことによって何かがおきたときの責任は、天皇ではなく(17)が負うことになっています。

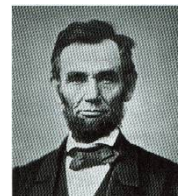
天皇の代表的な仕事は、以下のように形式的で儀礼的なものだけです。

- 1.天皇は、(18…国の立法機関を漢字で)の指名にもとづいて内閣総理大臣を任命します。
- 2.天皇は、内閣の指名にもとづいて最高裁判所長官を任命します。3.憲法改正・法律・政令・条約を公布します。
- 4.内閣の決定にもとづいて国会を召集します。5.内閣総理大臣の決定にもとづき、国会の(19…衆議院か参議院で)を解散します。6.国会議員の総選挙の施行を公示します。7.文化勲章などの栄典を授けます。
- 8.外国の大使や公使に会います。

## **重要** 日本国憲法の三大原則

### ①(20…主権在民ともいう)

国の政治のあり方を決める力を主権といい、前文で「ここに主権が国民に存すること」を宣言し、第1条で「主権の存する日本国民」として、国民主権をはっきりと示しています。このように日本の政治は国民のために、国民の手によって行われることが明らかにされています。この考え方を民主主義といい、それを言い表すことばとして、第16代アメリカ大統領リンカーンの「(21…漢字2字で)の、(21)による、(21)のための政治」(ゲチスバーグでの演説)がよく使われます。



## ②(22…漢字で?主義)

日本は二度と戦争を起こさないようにするために、外国との争いがおこっても、決して戦争をせず、そのための戦力をもたないことを憲法第9条に定め、その決意は憲法の前文にも述べられています。

このように、はっきりと(23…戦争をしないことを漢字で)を定めた国は日本だけです。

**重要**前文で、「日本国民は、正義と秩序の上に立った国際平和を心から願い、国権の発動たる(24)と、(25…軍隊のこ)による威嚇(おどし)または(25)の行使は、国と国の間の争いを解決する手段としては、永久にこれを放棄する…第9条」と定め、さらに、「この目的を達成するために陸海空軍その他の戦力をもたず、国の交戦権は認めない…第9条」としています。そのため、憲法ができてから70年以上の間、日本は外国と戦争をしたことは一度もありません。しかし、現実には自衛隊がおかれ、アメリカとの(26…?条約)にもとづいて、もし日本が侵略を受けた場合はアメリカ軍と協力して日本を守ることになるなどの問題もあり、国民の間にも意見の対立があります。



憲法では日本が軍隊をもつことが禁止されているため、自衛隊は軍隊ではないという憲法の解釈がなされており、自衛隊法という法律によれば、自衛隊のおもな任務は「日本の平和と独立を守り、国の安全を保つために他国の侵略に対し防衛すること」となっています。

そのため、自衛隊は敵とぶつかっても自分の方から攻撃を仕掛けることはできず、敵が攻撃をしてきてからはじめて発砲することができるというきまりなのです。こうしたことから、日本の領海に侵入した北朝鮮の船などは、海上自衛隊に発見されても逃げることもなく、ゆうゆうとしており、自衛隊は敵の船が領海の外に出るまで見張ることしかできない現実があります。

それゆえ、日本人の拉致問題がおこるのは当然だとする意見もあり、多くの解決すべき問題を抱えています。

また、この自衛隊の最高指揮監督権は((27…漢字で)にあります。これは、軍隊が政治に口出ししないことを目的にした(28…文民統制のこと。カタカナで)という仕組みによるものです。

しかし、日本は国際連合を中心とした外交政策をとっているため、1992年に成立したPKO法((29…漢字で?法))によって自衛隊を海外へも派遣できるようになりました。右はカンボジアで、地雷をさがす自衛隊隊員のようすです。



## ③(30…?の尊重)

人間がだれでも生まれながらにして持っている、人間らしく生きる権利を**基本的人権**といい、だれも侵すことのできない永久の権利として、憲法で定めています(第11条・第97条)。しかし、この権利をみだりに使うことは戒め、広く社会のために役立つように利用しなければならないとなっています。(第12条)。

上の\_\_\_\_\_のことを(31…?の?)といいます。

基本的人権は大きく①自由権 ②平等権 ③社会権 ④基本的人権を守るための権利の4つに分けられます。

基本的人権	①自由権 (身体 <sup>しんたい</sup> の自由・精神 <sup>しんしん</sup> の自由・経済 <sup>けいぎ</sup> の自由)	身体 <sup>しんたい</sup> の自由・精神 <sup>しんしん</sup> の自由(思想 <sup>しゆしゆ</sup> の自由、良心 <sup>れんしん</sup> の自由、信教 <sup>しんきやう</sup> の自由、集会 <sup>しうかい</sup> ・結社 <sup>けつしゃ</sup> ・表現 <sup>けいげん</sup> の自由、学問 <sup>がくもん</sup> の自由)、経済 <sup>けいぎ</sup> の自由(個人 <sup>こじん</sup> の財産)
	②平等権	人種 <sup>じんしゆ</sup> ・考え方 <sup>けいさう</sup> ・男女 <sup>なんにょ</sup> の別 <sup>わか</sup> ・身分 <sup>いえがら</sup> ・家柄 <sup>かへい</sup> などによる差別 <sup>さべつ</sup> の禁止
	③社会権 (働く <sup>はたら</sup> などの社会生活 <sup>しやかいせいかう</sup> を守るための権利)	生存 <sup>せいぞん</sup> 権 <sup>けん</sup> ・教育 <sup>きやういく</sup> を受ける権利 <sup>けんり</sup> ・勤労 <sup>きんろう</sup> 権 <sup>けん</sup> ・労働 <sup>らうどん</sup> 三権 <sup>さんけん</sup> (団結 <sup>だんけつ</sup> 権 <sup>けん</sup> 、団体交 <sup>たいたい</sup> 渉 <sup>しやう</sup> 権 <sup>けん</sup> 、団体行 <sup>たいたい</sup> 動 <sup>どう</sup> 権 <sup>けん</sup> )
	④基本的人権を守るための権利 (政治 <sup>せいざい</sup> に参加 <sup>さんか</sup> して自分 <sup>じぶん</sup> たちの権利 <sup>けんり</sup> を守る権利)	参政 <sup>さんせい</sup> 権 <sup>けん</sup> (選挙 <sup>せんきよ</sup> 権 <sup>けん</sup> 、被 <sup>ひ</sup> 選挙 <sup>せんきよ</sup> 権 <sup>けん</sup> )・請 <sup>せい</sup> 求 <sup>きゆう</sup> 権 <sup>けん</sup> (損害 <sup>そんがい</sup> 賠償 <sup>ばいしょう</sup> の請 <sup>せい</sup> 求 <sup>きゆう</sup> )
	憲法 <sup>けんぽう</sup> に直接 <sup>さだ</sup> に定められていない新しい人権	環境 <sup>かんきやう</sup> 権 <sup>けん</sup> ・プライバシーの権利 <sup>けんり</sup> ・知る権利 <sup>けんり</sup> (情報 <sup>じゆうほう</sup> 公開 <sup>こうかい</sup> 法)

自由権(基本的人権)

①(32…漢字で)の自由…いかなる場合でも、だれかの奴隷<sup>どれい</sup>になったり罪<sup>つみ</sup>を犯<sup>おか</sup>したりした以外のことで自由<sup>うぼ</sup>を奪<sup>うば</sup>われたりすることはありません。

②(33…漢字で)の自由

1. 思想<sup>しゆしゆ</sup>および良心<sup>れんしん</sup>の自由…どんなことを考えてもよいとする自由や、自分が正しいと感じる気持ちのことをいう(34)に従<sup>したが</sup>う自由のことです。

2. (35…漢字で)の自由…どんな宗教<sup>しゆきやう</sup>を信じても信じなくてもよい自由のことです。

しかし、(36…漢字で)という政治<sup>せいざい</sup>と宗教<sup>しゆきやう</sup>を切り離<sup>はな</sup>す原則<sup>げんそく</sup>があり、国<sup>くに</sup>などの公<sup>おおやけ</sup>の機関<sup>きかん</sup>はどのような宗教活動<sup>しゆきやう</sup>も行<sup>おこな</sup>ってはならないとなっています。



3. 集会<sup>しうかい</sup>・結社<sup>けつしゃ</sup>・表現<sup>けいげん</sup>の自由

同じ考えの人が集<sup>あ</sup>まって、自分の考え<sup>おもう</sup>を述<sup>の</sup>べて発表<sup>はつぱつ</sup>することができる自由のことです。

4. 学問<sup>がくもん</sup>の自由

研究<sup>けんきゆう</sup>や学問<sup>がくもん</sup>をし、発表<sup>はつぱつ</sup>することができる自由のことです。



③(37…漢字で)の自由

自分の住<sup>す</sup>みたいところに住<sup>す</sup>み、望<sup>のぞ</sup>む職業<sup>しよくぎやう</sup>につける自由のことです。また、私<sup>し</sup>有<sup>ゆう</sup>財産<sup>ざいさん</sup>をもち、それを自由<sup>じゆう</sup>に使うこともできます。

平等権(基本的人権)

すべての国民<sup>こくみん</sup>は、(38…漢字で)の下<sup>もと</sup>に平等<sup>びやうどう</sup>であって、人種<sup>じんしゆ</sup>・考え方<sup>けいさう</sup>・男女<sup>なんにょ</sup>の別<sup>わか</sup>・身分<sup>いえがら</sup>・家柄<sup>かへい</sup>(門地<sup>もんち</sup>)などによって差別<sup>さべつ</sup>されないとする権利<sup>けんり</sup>のことです。しかし、現代<sup>げんたい</sup>の日本<sup>にっぽん</sup>には就<sup>しゆう</sup>職<sup>しよく</sup>の機会<sup>きかい</sup>や賃<sup>ちん</sup>金<sup>きん</sup>などの面<sup>めん</sup>で男女<sup>なんにょ</sup>の格<sup>かく</sup>差<sup>さ</sup>が残<sup>のこ</sup>っています。そのため、「雇<sup>やと</sup>うときから退<sup>たい</sup>職<sup>しよく</sup>のときまで一切<sup>いっさい</sup>の男女<sup>なんにょ</sup>差別<sup>さべつ</sup>は禁止<sup>きんじ</sup>され、違反<sup>いはん</sup>した場合は罰<sup>ばつ</sup>則<sup>そく</sup>がある」などの男女<sup>なんにょ</sup>差別<sup>さべつ</sup>を禁止<sup>きんじ</sup>した(39…?法<sup>ほう</sup>)という法律<sup>ほうりつ</sup>が施行<sup>しこう</sup>されています。

しかし、日本<sup>にっぽん</sup>に移<sup>い</sup>住<sup>じゆう</sup>させられた朝鮮<sup>ちやうせん</sup>の人<sup>ひと</sup>々やアイヌの人<sup>ひと</sup>々に対する差別<sup>さべつ</sup>や偏見<sup>へんけん</sup>はなくなっています。

彼<sup>かれ</sup>らは多くの分野<sup>かつやく</sup>で活躍<sup>かつやく</sup>し、日本<sup>にっぽん</sup>で税金<sup>ぜいきん</sup>も納<sup>な</sup>めています。就<sup>しゆう</sup>職<sup>しよく</sup>や結<sup>けつ</sup>婚<sup>こん</sup>などでさまざまな差別<sup>さべつ</sup>を受け、公務<sup>こうむ</sup>員<sup>いん</sup>(国<sup>くに</sup>や役所<sup>やくじよ</sup>の仕事<sup>しごと</sup>につく人<sup>ひと</sup>)になることなども制限<sup>せいげん</sup>されています。

## 社会権(基本的人権)

資本主義の発達にともない、貧富の差が広がり個人の力では解決できない問題も出てきました。そこで、働くうえで弱い立場の人たちも人間らしく豊かな生活をする事ができるとする権利を国の立場で守っていかなければならないとされたのが**社会権**です。憲法が保障する社会権は次の通りです。

## ①(40…漢字で?権)

憲法に、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある…第(41…重要)条」と定めています。この権利によって、幼い子供をかかえた母子家庭の人などの社会的に弱い立場の人たちが、生活保護を受ける権利が保障されています。

## ②(42…漢字で)を受ける権利

能力に応じて、等しく(42)を受ける権利が認められています。

## ③勤労権(基本的人権)

働く意思と能力のある者に働く権利を保障しています。この権利によって国は勤労の場を提供する義務を負っています。右がそのための公共職業安定所です。(43…カタカナで)とよばれます。



## ④労働三権

会社の経営者(使用者)と一人の労働者とは、労働者の立場の方が弱いため、労働者に次の三つの権利が認められています。

- 1.(44…漢字で?権)…労働者が団結して労働組合をつくる事ができる権利の事です。
- 2.(45…漢字で?権)…労働者が組織(団体)をつくって、経営者と対等に交渉する事ができる権利の事です。
- 3.(46…漢字で?権)(争議権)…弱い立場の労働者が、ストライキなどの団体行動をとって自分たちの立場を守ることができる権利の事です。

※労働三権と間違えやすいのが、労働組合法・労働基準法・労働関係調整法のことをいう(47…漢字で?法)です。このうちの(48…前述から選ぶ?法)に1日8時間労働や男女同一賃金などの労働の最低基準が定められ、賃金は通貨(現在使われているお金)で全額支払うことなどが決められています。

## 基本的人権を守るための権利

人権が侵されないようにするために、2つの基本的人権を守るための権利が保障されています。

## ①(49…漢字で?権)

国民が、国や地方公共団体(都道府県や市町村)の政治に参加することができることを守る権利の事です。国民が自分たちの代表を選ぶための選挙権と、代表を選ぶ選挙に立候補できる被選挙権があります。このほかでは、国会で憲法改正が発議された後に、国民の承認を得るために行われる国民投票や、最高裁判所の裁判官が裁判官としてふさわしいかどうかを審査するための(50…漢字で)などがあります。

②(51…漢字で?権)

逮捕されたりして人権が侵されたときに、自分の身を守るために裁判を受けること(請求)ができる権利や、無実の罪で捕らえられたりしたときの国から受けた損害の償いを請求(求めること)できる権利のことで、



裁判を求める人々

新しい人権(基本的人権)

経済の発展や社会生活の変化によって、憲法に直接には定められていない新しい人権が主張されるようになってきました。そのため、今までになかった問題については、憲法の条文を広く解釈することによって対応しています。

①(52…漢字で?権)

公害から身を守ることや高層建築による日照権・飛行場の騒音を抑える権利などの人として生活するのにふさわしい環境を求める権利のことで、東京都国立市の住民が街の景観を守るためにマンションの高さを並木と同じ約20mにするように求めた裁判がありました。また、タバコの煙の嫌煙権が広がり、役所やJ Rなどの公の場ではタバコを吸うことができません。



②(53…カタカナ)の権利

他人には知られたくない個人の情報などのプライバシーを守る権利です。マスコミによる私生活や情報の報道が問題を起し、自分に関する情報を自分で管理する権利もふくまれると考えられています。2005年からは(54…漢字で?法)という個人の情報を守る法律が全面施行され、事業者は個人情報の適正な取扱いが求められるようになっています。

③(55…?権利)

主権者である国民が政治について正しい判断ができるように、国や地方公共団体に対し情報の公開を求め、税金の使い道などを国民が知ることができる権利のことで、この権利を保障するために1999年に(56…漢字で?法)という法律が定められました。しかし、政府は「従来の法律では、国の安全に関わる秘密の漏えいを防ぐ管理体制が不十分だ」として、2013年に「特定秘密の保護に関する法律…(57…漢字で?法)」を成立させて施行しています。漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰するというものです。

④(58…?権)

人が、自分の生き方や暮らし方について自由に決めることができる権利です。社会の変化にともなって、人々の生活が多様化する中で主張されるようになりました。